

技術者の役割に応じた配置・専任要件の 基本的枠組みの再検討に向けて

【時代背景等】

- ・終戦後における建設業者の乱立、経済事情の逼迫に伴う経営難、資金難等により、工事受注のための競争が激化し、種々の悪質行為の増加も予想される状況となっており、工事の適正な施工の確保と建設業の健全な発達が求められていた。

【主な内容】 適用範囲、登録の実施、請負契約の規正、技術者の設置、建設業審議会の設置 等

【技術者制度の制定内容】

- ・工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(主任技術者)を設置

(主任技術者の要件)

- 一 高校(指定学科)卒業後5年以上若しくは大学(指定学科)卒業後3年以上実務経験を有する者又は建設大臣が同等以上の学歴若しくは資格及び実務の経験を有するものと認定した者
 - 二 法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けた者
 - 三 10年以上の実務経験を有する者
- ・公共性のある工作物に関する重要な工事で政令で定めるもの(請負金額が200万円以上のもの)は、専任の主任技術者を設置
 - ・登録を受けた建設業者は、同一都道府県内にある営業所の一に、主任技術者の要件を満たす技術者を1人以上設置(昭和28年の改正により登録の要件に変更)

【時代背景等】

- ・主任技術者の要件の一つを「法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けた者」としていたが、建設業法が制定された当時は想定していなかった、要件としてふさわしくない単なる作業等に関する認定、免許等が出てきたため、要件として適切なものを指定する必要があった。

(要件としてふさわしくない認定、免許等の例)

- ・労働安全衛生規則による溶接工、発破技師
- ・ボイラー及び圧力容器安全規則によるボイラー溶接士
- ・建設工事の施工技術が向上する中、建設業者及び技術者が技術の進展に応じた施工技術を確保することが求められた。

【主な改正点】 適用範囲の拡大、登録要件の強化、一括下請負の禁止、建設業審議会の権限強化 等

【技術者制度の改正内容】

- ・主任技術者の要件の一つを「法律又は命令による免許又は技術若しくは技能の認定で建設工事に関するもののうち建設大臣が指定したものを受けた者」に改正。
- ・施工技術(設計図書に従って建設工事を適正に実施するために必要な専門の知識及びその応用能力)の確保の努力義務を追加。
- ・施工技術向上のため、技術検定の導入。
建設機械(S35)、土木(S44)、管(S47)、造園(S50)、建築(S58)、電気(S63)

【第034回国会 建設委員会 第5号 昭和三十五年二月十九日】

○山中(吾)委員 (略)今度の改正の中で、技術検定を受けしめることができる一部改正がござい
ますけれども、それはどういう効果が予定されておりますか。これを見ますと、合格した者には称
号を与えるのだというだけのことであって、技術検定を受けた者を建設工事に従事する者の資格
条件とするというふうな、そういうふうな効力を持たせないで、ただ称号を与えて、間接的に何か刺
激を与えるという程度の一部改正であります。この点についての提案の趣旨を御説明願います。

○鬼丸政府委員 今回、建設業法の一部改正として提案されております技術検定の問題でござ
いですが、これの必要性につきましては、先ほどもお答え申し上げました通り、現在の建設業界に
おいて、最新の科学技術に対処して建設の工事の施工能力を高めて参りますのには、機械化施
工が一つの大きな重点になっております。この機械化施工の問題の一環としてオペレーターの技
術検定を行なうことになりました。理由はそういうことですが、この法律的な効果といたしましては、
ただいまちょっと御指摘がございましたように、別に特別な、たとえばこの検定に合格した者でなけ
れば仕事ができないというような意味の効果はございません。つまり称号を称することによりまし
て、合格者がますますその技術の向上に励む。また漸次社内においても実力を発揮してくれば、
だんだん優遇されてくるであろうということを期待しておるわけでございます。特別な恩典と申し
ますか、そういう効果はございません。

【時代背景等】

- ・高度経済成長や公共投資の著しい伸び等に支えられ、建設投資が増大し、建設業の社会的役割が一層重要となった。
- ・このため、建設工事の適正な施工の確保と、中小建設業者の一層健全な発達を図ることが求められた。

【主な改正点】 登録要件の整備(総合工事業及び専門工事業)、経営事項審査の導入 等

【技術者制度の改正内容】

- ・建設業の業種について、それまでの22を24種類に拡充するとともに、それ以外のものとして土木一式工事、建築一式工事を追加
- ・建設工事の施工にあたり、土木一式工事又は建築一式工事を総合的に施工するものと、各専門分野において施工するものとの二種に区分されている実態に即し、建設業者を総合工事業者と専門工事業者に区分。
- ・請け負う建設工事の全部又は一部が土木一式工事又は建築一式工事である建設業者であって、建設業者の登録要件のほか、土木一式工事又は建築一式工事に関し指導監督的な実務経験又は業務管理の責任者としての経験を有する者を常置するものは、総合工事業者の登録を受けることで総合工事業者と称することができ、この登録を受けた者以外の建設業者は、主として請け負う建設工事の種類を明らかにした文字を冠する専門工事業者と称することができる。

【第063回国会 建設委員会 第16号 昭和四十五年五月八日】

○三木(喜)委員 (略)旧法によります定義の二条の総合と専門、これをはずされたわけはどうか。新法ではそれがありませんね。

○川島(博)政府委員 従来旧法におきましては、総合と専門というふうに分けておったわけですが、今回はこれをやめまして、特定建設業と一般建設業ということにいたしておるわけであります。旧法のこの総合というのは、一般の建設業の登録でございますと、技術者が一人おればよろしいということでしたが、これを二人置きますと総合業者の登録を受けられる。総合業者というのは二人以上技術者を置く場合に与えられる一種の名誉称号でございますして、法律上は何らの優遇措置を講じておりません。ただ二人以上技術者を置いた場合には総合工事業者ということを名のれるだけでございまして、一人しかいない場合は総合工事業者の名称を名のれないというだけの名目的な問題でございました。したがって、今回はそういう法律上意味のない制度はやめることにいたしましたわけでございます。

【時代背景等】

- ・施工能力や資力、信用に問題のある建設業者による粗悪工事、労働災害、公衆災害の発生と共に、公正な競争が阻害され、業者の倒産の増加
- ・国際競争力の強化のため、建設業の経営の近代化・施工の合理化の要請

【主な改正点】 許可制度の採用(特定建設業と一般建設業)、請負契約の適正化、下請負人の保護規定の導入等

【技術者制度の改正内容】

- ・許可制度の採用(それまでは登録制)
- ・下請保護に関する規定を強化するとともに、下請金額が一定金額以上の工事を元請として受注しようとする場合には、特定建設業の許可を必要とし、下請保護に関する上乗せ義務を規定するとともに、営業所毎に設置する専任の技術者の要件も変更(監理技術者の要件を満たす技術者)
- ・下請金額が一定金額以上の工事については、より経験・能力の高い監理技術者を設置
(監理技術者の要件)
 - 主任技術者の要件を満たし、かつ、次のいずれかに該当する者
 - イ 発注者から直接請け負いその代金の額が政令で定める金額以上であるものに関し2年以上指導監督的な実務の経験を有する者
 - ロ 建設大臣がイに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者
- ・建設業者の資質の向上、職種別の専門化の促進のため、一式工事業者が専門工事を施工する場合、又は附帯工事を施工する場合、自ら専門の主任技術者要件を満たす者を配置するか、専門工事の許可業者に施工させる。

【時代背景等】

- ・需要が低迷し競争が激化する中、経営環境の悪化、労働条件の低下、倒産の多発等
 - ・施工能力、資力信用に問題のある建設業者の不当な参入
- ⇒ 技術と経営に優れた企業が成長していけるような条件整備が喫緊の課題

【主な改正点】 許可基準改正、監理技術者制度整備、技術検定の指定試験機関制度導入、経審制度整備 等

【21世紀への建設産業ビジョン(昭和61年2月 建設産業ビジョン研究会)】

(許可基準の適正化)

- ・**専任技術者**の配置は、本来技術力を商品とする建設業において最も重視されるべき要件であるが、**現行の技術者要件は、実務経験から各種の国家資格まで多様なものが認められており、申請者の自己証明書に頼らざるを得ない場合があるなどの問題がある。**このため建設技術の高度化に対応するとともに、市場における適正な企業評価を確保し、更には許可審査の的確化、厳正化を図るという観点から、**一定の国家資格のみに限定する方向も検討すべきである。**
- ・日々進展する建設技術の高度化に的確に対応することによって国民の信頼を確保するため、**有資格者に対し、一定の年度ごとに研修の受講を義務付ける等の方法も併せて検討する必要がある。**

【技術者制度の改正内容】

- ・**指定建設業※の監理技術者**は、技術水準が高度で客観的に確認できる**国家資格者に限定**
※当時：土木工事業、建築工事業、ほ装工事業、管工事業、鋼構造物工事業(平成6年：電気工事業、造園工事業を追加)
- ・専任制確保のため、**指定建設業に係る公共工事に監理技術者資格者証の導入**
- ・厳正な試験実施のため、**技術検定に指定試験機関制度の導入**

【時代背景等】

- ・公共工事を巡る不祥事を契機とし、入札・契約制度の抜本的な改善を図るため、中央建設業審議会から「公共工事に関する入札契約制度の改革について」の建議が行われ、一般競争入札の本格的導入を始めとする具体策が提示された。
- ・さらに、中央建設業審議会から「新たな時代に向けた建設業法の在り方について」の建議が行われ、一般競争入札の本格的導入を踏まえ、不良不適格業者の排除の徹底、一層の適正な施工の確保等の提言がなされた。

【主な改正点】 許可要件の強化、経審制度の改善、施工体制台帳作成の義務づけ、請負契約の適正化 等

【技術者制度の改正内容】

- ・一層の適正な施工の確保のため、技術者の職務を明確化(施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督)
- ・公共工事の適正な施工の確保のため、監理技術者資格者証の交付対象を指定建設業に係る公共工事から公共工事の全業種に拡大
- ・監理技術者の資質の向上により適正な施工を確保するため、監理技術者資格者証の交付の要件として、監理技術者講習の受講を規定

○平成15年 建設業法改正

【時代背景等】

- ・行政改革の流れの中で、公益法人が行う検査・認定・資格付与等の事務の見直しが求められた。

【主な改正点】 監理技術者講習制度の見直し、経営状況分析制度の見直し 等

【技術者制度の改正内容】

- ・監理技術者資格者証の交付要件として公益法人が行っていた監理技術者講習を廃止し、公共工事の専任の監理技術者の要件として民間も参入可能な登録監理技術者講習を導入。

○平成18年 建設業法改正

【時代背景等】

- ・構造計算偽装の問題を踏まえ、建築物の安全性の確保を図ることが求められた。

【主な改正点】 マンションの一括下請負の全面禁止、専任の監理技術者の要件の見直し 等

【技術者制度の改正内容】

- ・監理技術者資格者証の交付及び監理技術者講習の受講を、公共工事に限らず民間工事も含めた専任の監理技術者の要件に拡大。

専任が必要な請負金額等の変遷

| | 軽微な工事の要件 (法第3条第1項、政令第1条の2) | 専任の要件 (法第26条第3項、政令第27条) | 特定建設業の要件(=監理技術者の要件) (法第3条第2項、政令第2条) | 施工体制台帳等作成の要件 (法第24条の7第1項、政令第7条の4) |
|-----|-----------------------------------|--|--|--------------------------------------|
| S24 | 30万円 | 200万円 (電気配線工事、管工事は50万円) | | |
| S31 | 50万円 | 300万円 (電気配線工事、管工事は80万円) | | |
| S36 | | 300万円 (電気配線工事、管工事、電気通信工事は80万円) | | |
| S46 | 100万円 (建築一式工事は300万円又は150㎡未満) | 300万円 (電気工事、管工事、電気通信工事、さく井工事は100万円) | 1,000万円 | |
| S49 | 150万円 (建築一式工事は450万円又は150㎡未満) | 450万円 (電気工事、管工事、電気通信工事、さく井工事は150万円) | | |
| S52 | 200万円 (建築一式工事は600万円又は150㎡未満) | 600万円 (電気工事、管工事、電気通信工事、さく井工事は200万円) | | |
| S59 | 300万円 (建築一式工事は900万円又は150㎡未満) | 900万円 (電気工事、管工事、電気通信工事、さく井工事は300万円) | | |
| S63 | | 1,500万円 (建築一式工事は3,000万円) | 2,000万円 (建築一式工事は3,000万円) | |
| H6 | 500万円 (建築一式工事は1,500万円又は150㎡未満) | 2,500万円 (建築一式工事は5,000万円) | 3,000万円 (建築一式工事は4,500万円) | 3,000万円 (建築一式工事は4,500万円) |
| H28 | | 3,500万円 (建築一式工事は7,000万円) | 4,000万円 (建築一式工事は6,000万円) | 4,000万円 (建築一式工事は6,000万円) |

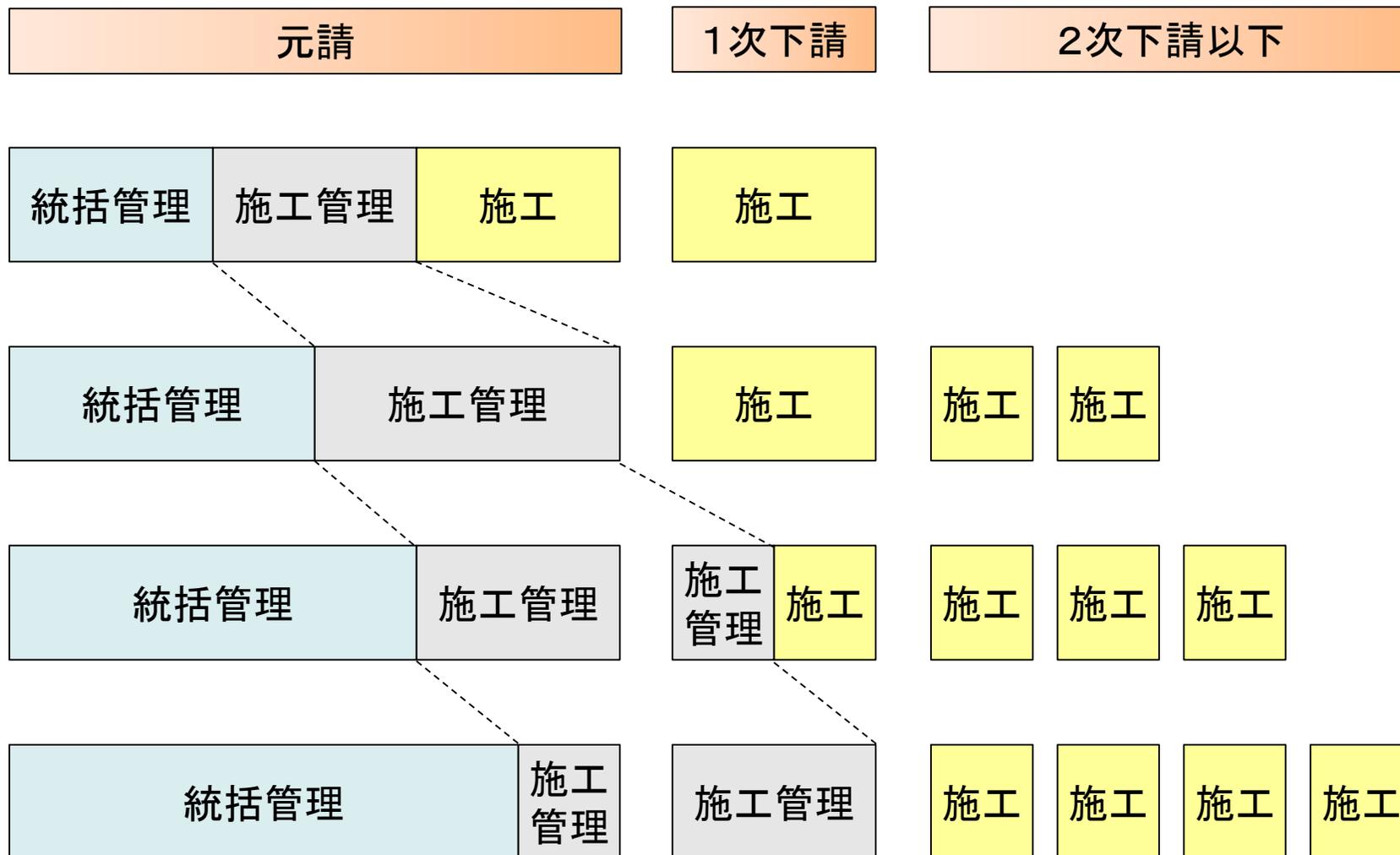
| | 監理技術者 | 主任技術者 | 営業所専任技術者 |
|------------|--|---|---------------------------------|
| 技術者の配置 | 元請：下請金額4,000万円以上 (建築一式は6,000万円) | 元請：下請金額4,000万円未満 (建築一式は6,000万円) 下請：全て | 特定：監理技術者 一般：主任技術者 |
| 技術者の専任 | 公共性のある又は多数の者が利用する施設等の工事で、請負金額3,500万円(建築一式は7,000万円)以上で現場に専任 途中交代は慎重かつ最低限 主任技術者は一部兼務可能※1 | | 営業所毎に専任 交代可能 一部兼務可能※2 |
| 技術者の職務 | 施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督 ※元請の監理技術者等と下請の主任技術者の職務はマニュアルにて明確化 専らマネジメントを行う下請の主任技術者は元請の監理技術者に近い | | 規定なし |
| 技術者の技術力の担保 | 技術検定(1級)※3 その他の国家資格 実務経験(指定建設業以外) | 技術検定(2級)※3 その他の国家資格 民間資格 実務経験 | 監理技術者・主任技術者と同じ |
| 技術力の維持 | 専任工事は監理技術者講習の受講が必要(5年更新) | 講習の規定なし | 講習の規定なし |
| 技術者の要件確認 | 専任工事は資格者証の携帯義務(5年更新) | 資格者証の規定なし | 資格者証の規定なし |
| 建設会社との雇用関係 | 直接的かつ恒常的雇用関係 親会社及び連結子会社間など、在籍出向を認める特例あり | | 規定なし |

※1：密接な関係のある同一又は10km程度までの近接した場所の工事の主任技術者との兼務。原則2件程度。

※2：当該営業所で請負契約が締結され、実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にある工事の非専任の技術者との兼務

※3：技術検定：6種別(建設機械、土木、建築、電気、管、造園)で24業種をカバー。

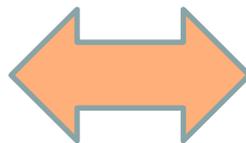
○ かつては、元請が施工の一部を行っていたが、徐々にそれは下請に移行し、専門工事の施工管理も下請に移行してきている。



○建設業者の施工体制、仕事の進め方等は極めて多様化しており、一括りで整理することは難しい状況。

○土木

・比較的、下請業者数は少ない

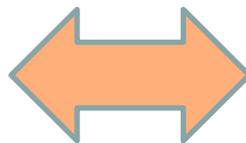


○建築

・下請業者数が多く、重層化する場合が多い

○都市部

・元請や1次下請の自社施工比率は低い

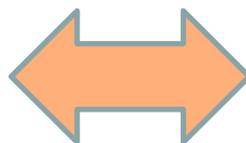


○地方部

・元請や1次下請の自社施工比率は比較的高い

○業種による違い

・1次下請はマネージメントのみで、2次以下の下請が施工を行う場合が多い業種

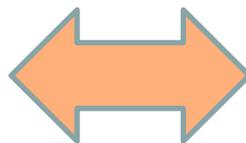


○業種による違い

・1次下請が施工も行うという場合が多い業種

○小規模工事

・元請会社からは監理技術者1名のみが配置されたり、現場代理人と監理技術者を兼務



○大規模工事

・元請会社から監理技術者だけでなく、多数の技術者が配置

(専門工事業者へのインタビュー結果)

- ・大都市圏に比べ、地方圏では取引先が多岐にわたる。
- ・大都市圏に比べ、地方圏では、幅広い業務を行っている。
- ・大都市圏では自社施工比率が低いのに対し、地方圏では比較的高い。
- ・仕上系業種では、2次下請は一人親方や小規模な班が多い。
- ・地方圏の仕上系業種では、公共工事、民間住宅等の受注を組み合わせることで繁閑調整を行っている企業もある。

【問題意識】

- ・技術者制度で規定する事項については、どの程度のチェックができているのか。
- ・チェックができていなければ、規定を守る者が、守らない者に競争で負けてしまうのではないか。

| 技術者制度規定事項 | 規定事項のチェックの状況 |
|----------------|---|
| 元請の監理技術者等の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事：<u>請負契約約款において、元請から発注者に監理技術者等の氏名その他必要な事項を通知</u>することを規定。要件を満たした者である確認も可能。 ・民間工事：<u>請負契約約款において、元請から発注者に監理技術者等の氏名を通知</u>することを規定。<u>要件を満たした者の証明書類の提出までは規定していない。</u> ・主任技術者の場合、下請金額が一定金額未満である確認ができていないか不明。 |
| 元請の監理技術者等の専任 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事：<u>入契法に基づき、発注者は施工体制の点検を行わなければならない。</u> ・民間工事：<u>発注者等による点検は義務づけられていない。</u> ・専任工事の監理技術者は、<u>監理技術者資格者証の携帯義務により、現場で発注者が確認可能。</u> ・コリンズデータで、公共工事における元請の監理技術者等の兼務はチェックできるが、<u>民間工事も含めた兼務のチェックができる状況にない。</u>※ |
| 元請の監理技術者等の雇用関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・専任の監理技術者は、<u>監理技術者資格者証で確認が容易。その他、健康保険被保険者証、住民税特別徴収税額通知書で確認可能。</u> ・公共工事：<u>発注者(監督職員)が確認を行っている</u> ・民間工事：<u>発注者等による確認は義務づけられていない。</u> |

| 技術者制度の項目 | チェックの状況 |
|---------------|---|
| 下請の主任技術者の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事：<u>入契法により、元請から発注者に施工体制台帳の写しを提出。発注者は、施工体制の点検を行わなければならない。</u> ・民間工事：<u>施工体制台帳を作成する工事は、現場に備えた施工体制台帳を閲覧可能。発注者等による点検は義務づけられていない。</u> ・元請は、下請に対する指導の努力義務がある。 |
| 下請の主任技術者の専任 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共工事：<u>入契法に基づき、発注者は施工体制の点検を行わなければならない。</u> ・民間工事：<u>発注者等による点検は義務づけられていない。</u> ・元請は、下請に対する指導の努力義務がある。 ・個々の工事の施工体制台帳に専任・非専任の記載はあるが、<u>他の工事に従事していないことをチェックできる状況にない。</u> |
| 下請の主任技術者の雇用関係 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険被保険者証、住民税特別徴収税額通知書で確認可能。 ・元請は、下請に対する指導の努力義務がある。 |

※(一社)建設業技術者センターの「発注者支援データベース・システム」により、他の公共工事の監理技術者等を兼務していないことの確認は可能

「発注者支援データベース・システム」

公共工事の入札・契約・施工の各段階で、発注者に必要な情報を一体的に提供する公共工事発注者のためのシステム

- 建設会社に関する情報：建設業許可、経営事項審査結果の情報
- 技術者に関する情報：監理技術者資格者証等の情報、コリンズに登録された監理技術者等について、重複配置、資格等をチェックした情報
- 工事に関する情報：コリンズに登録された工事実績情報(JACIC-CE協議会として提供)

| | 公共工事 | 民間工事 |
|-------------------|--|---|
| 元請の 監理技術 者等 | <p>○配置・専任について、入契法に基づき発注者は施工体制の点検を行わなければならない。</p> <p><u>配置要件は、監理技術者資格者証によりチェックしている。</u></p> <p><u>専任は、コリンズデータにより他の公共工事の監理技術者等との重複がないことはチェックできる(ただし、民間の工事に従事していないことまではチェックできない)。</u></p> | <p>○契約書に規定があれば、発注者に監理技術者等の氏名等は通知されている。</p> <p>○配置・専任について、発注者に<u>チェックは義務づけられていない。(チェックは十分にはできていない可能性大)</u></p> |
| 下請の 主任技術 者 | <p>○配置・専任について、入契法に基づき発注者は施工体制の点検を行わなければならない。</p> <p><u>配置要件は、施工体制台帳等によりチェックしている。</u></p> <p><u>専任は、個々の現場の状況はチェックできるが、他の工事に従事していないことまではチェックできていない可能性大(下請からの報告内容をそのまま信用するケースが多いと思われる)。</u></p> <p>○元請は、下請に対する指導の努力義務がある。</p> | <p>○配置・専任について、発注者に<u>チェックは義務づけられていない。(チェックは十分にはできていない可能性大)</u></p> <p>○元請は、下請に対する指導の努力義務がある。</p> |

建設業法第31条により、国土交通大臣等は建設業を営む者に対して工事施工の状況について報告を求めること等が可能であるが、膨大な工事の個々について、制度が遵守されているかを確認できていない部分があるのが実状

1. 監理技術者の設置要件について

【業界団体等の要望】

- ・例えば、金額が大きくなっても工事の難易度がほとんど変わらない舗装工事等、主任技術者(=2級施工管理技士)で施工できる工事の範囲を拡大してもらいたい。建設会社に所属する監理技術者の要件を満たす者が、現場に専任せず、主任技術者を指導しながら管理すれば問題ないのではないか。

<現状>

現場

監理技術者(専任)



<業界団体等の要望>

監理技術者の要件を満たす者(非専任)

指導

現場

主任技術者(専任)

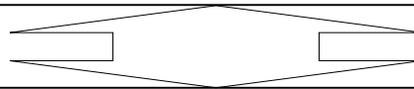
2. 監理技術者・主任技術者の専任について

【業界団体等の要望(兼務について)】

- ・ 専任の監理技術者についても、主任技術者と同様に 兼務 を認めてもらいたい。
- ・ 主任技術者の兼務 が認められる 範囲を拡大 してもらいたい。
- ・ 営業所に配置している技術者 について、現場との兼務の範囲を拡大 してもらいたい。

【業界団体等の要望(専任要件の緩和について)】

- ・ 次のような工事においては、技術者の専任要件を緩和 してもらいたい。
 - 型式認定等ユニット式工法に基づく工事 (規格化され、業務量が少ない)
 - 機器費が大部分を占める工事 (請負金額の割に、業務量が少ない)
 - 継続的な工事が求められない改修工事 (非作業時の監理技術者の専任)
 - 難易度の低い工事 (規模が大きいため専任が必要になってしまうもの)
 - 小規模工事が分散している工事 (現場毎に技術者の専任を求めるのは加重)
 - マネージメントのみの下請工事 (業務量が少なく、巡回による施工管理で対応可能)



【業界団体等の反対意見】

- ・ 監理技術者等は当該工事の品質管理等の責任者であり、安易に兼任を認めるべきではない。

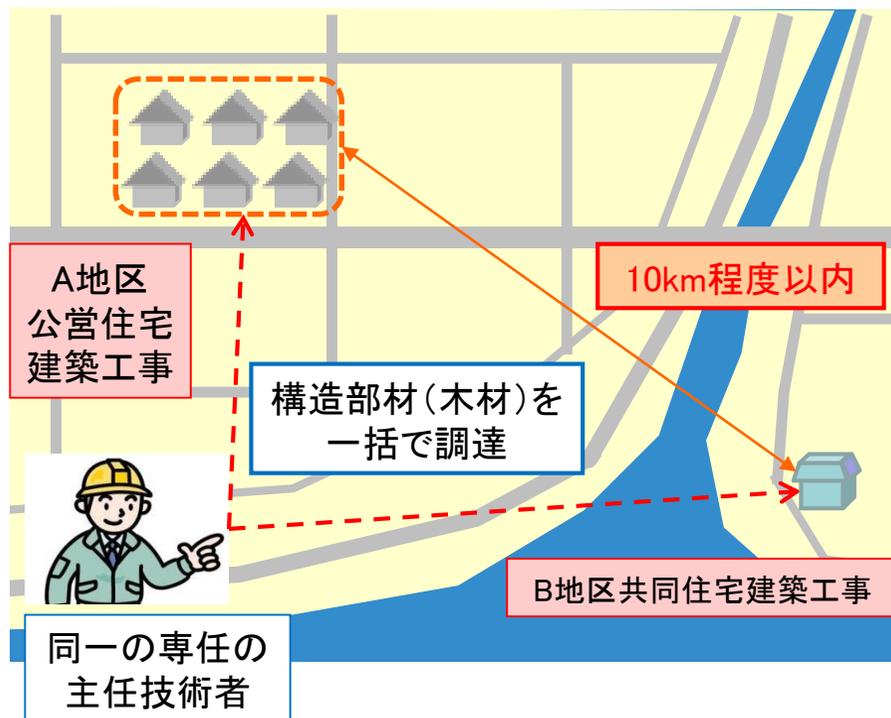
技術者及び現場代理人の適正な配置について、課長通知を平成26年2月3日付けで発出

(建設業法施行令 第27条第2項)

前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

要件の緩和

(* 東日本大震災の被災地ではH25.9より、H26.2より全国で適用)



○近接した場所

工事現場の相互の間隔が**10km程度**

○密接な関係のある工事

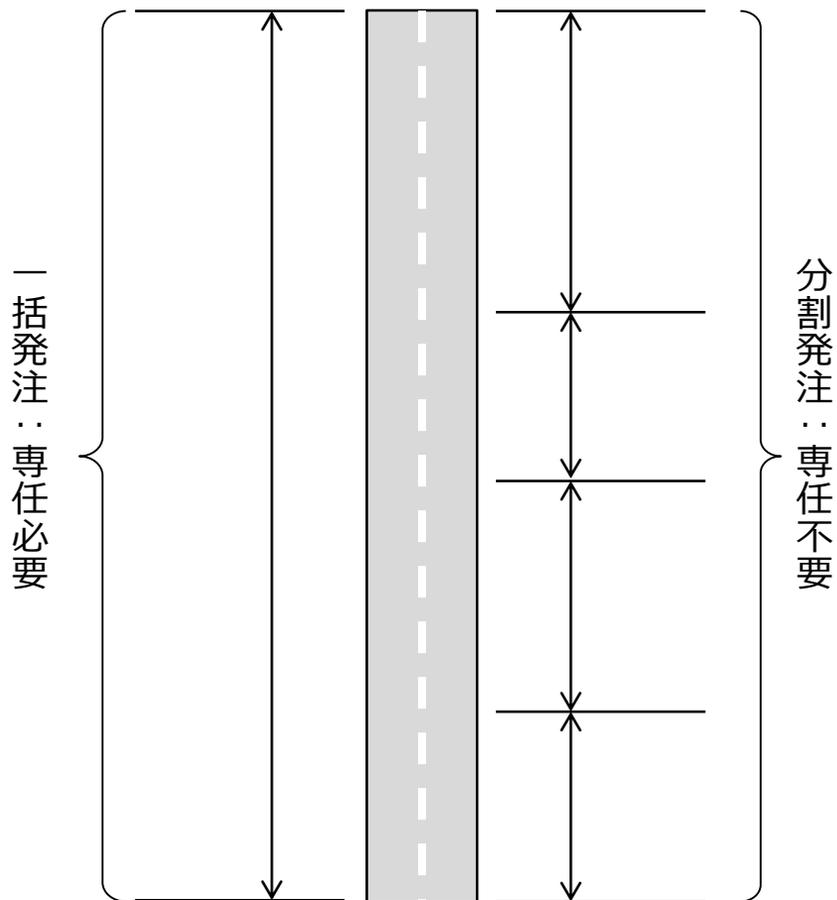
「施工にあたり相互に調整を要する工事」の適用範囲の弾力化【=例示の追加(建築工事でも適用)】

(例)・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

※適用にあたっては、従来通り、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が適切に判断することが必要

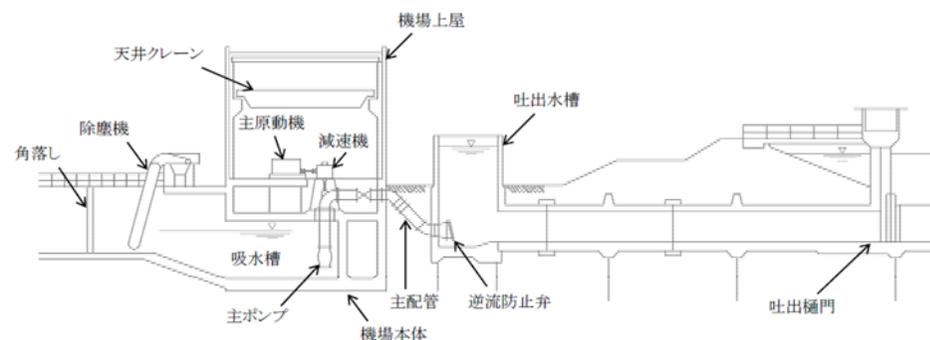
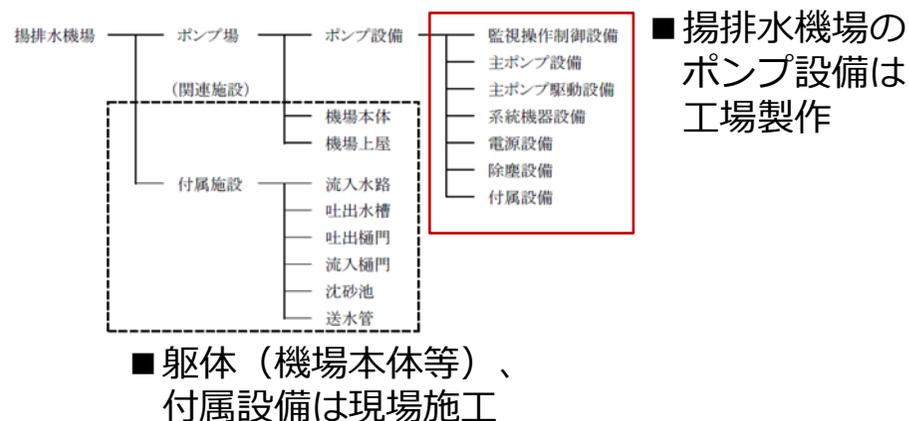
【例】大規模な舗装工事など金額は大きいが簡易な工事の繰り返しで構成されているもの

- ＜舗装工事の例＞：同じ内容の工事
- ・分割して発注すると 専任不要
 - ・まとめて発注すると 専任必要



【例】工場製品(機器等)の金額が大半を占めており現地での作業は軽微なもの、規格化が進んだもの

- ＜工場製品の占める割合が多い工事＞
- ・機器の製作を外せば 専任不要
 - ・機器の製作を含めれば 専任必要



＜揚排水ポンプ設備技術基準 国土交通省 (H26.3)＞

※同じ請負金額であれば、工期が長い方が専任の負担は大きい

【工事難易度の設定について】

- 「工事の難易度」を規定したものは「地方整備局工事技術的難易度評価実施要領」があるが、具体的には個々の発注者が技術的な知見に基づいて判断する内容となっている
 - ⇒ 定性的、定量的に工事の難易度の判断基準を規定することは困難ではないか
- 全ての発注者に技術的な知見に基づいた判断を求めることは困難であり、「工事の難易度」を判定することは困難ではないか
- 発注者の判断による場合は、判断がばらつく可能性がある

■ 地方整備局工事技術的難易度評価実施要領（抜粋）

手順4 工事の技術的難易度判定

工事の技術的難易度判定は、大項目の評価結果から表-2の判定基準に基づき、当該対象工事の「易、やや難、難」の判定を行うものとする。

なお、難易度の判定を行う際に、別記様式第1に示される特別考慮要因が存在する場合には、特別考慮要因のA、Bの判定も数に含めるものとする。

また、判定にあたっては、大項目の評価にA判定が1つあり、かつ、B判定が3個以下の場合は「やや難」と判定することを標準とするが、A判定項目の工事特性に鑑み、「難」と判定してもよいものとする。

表-2 「易、やや難、難」判定基準

| 「易、やや難、難」の判定 | 大項目評価 |
|--------------|--|
| 難 | <ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にA判定が2つ以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が4個以上ある。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が3個以下の場合にも、工事特性により、「難」と判定してもよい。 |
| やや難 | <ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にB判定が1つ以上あり、かつA判定がない。 ・大項目の評価にA判定が1つあり、かつB判定が3個以下である。 |
| 易 | <ul style="list-style-type: none"> ・大項目の評価にA若しくは、B判定項目がない。 |

工事難易度評価の小項目別運用表

| 大項目 | 小項目 | 評価対象事項(代表的事項等) |
|-------------|------------|--|
| 1. 構造物条件 | ①規模 | 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模 |
| | ②形状 | 対象構造物の形状の複雑さ(土被り厚やトンネル線形等を含む) |
| | ③その他 | 既設構造物の補強、撤去等特殊な工事対象 |
| 2. 技術特性 | ①工法等 | 工法、使用機械、使用材料等 |
| | ②その他 | 施工方法に関する技術提案等 |
| 3. 自然条件 | ①湧水・地下水 | 湧水の発生、掘削作業等に対する地下水位の影響等 |
| | ②軟弱地盤 | 支持地盤の状況 |
| | ③作業用道路・ヤード | 河川内・海域・急峻な地形条件下等、工事用道路・作業スペース等の制約 |
| | ④気象・海象 | 雨・雪・風・気温・波浪等の影響 |
| | ⑤その他 | 地すべり等の地質条件、急流河川における水流、海域における潮流等の影響、動植物等に対する配慮等 |
| 4. 社会条件 | ①地中障害物 | 地下埋設物等の地中内の作業障害物 |
| | ②近接施工 | 工事の影響に配慮すべき鉄道営業線・供用中道路・架空線・建築物等の近接物 |
| | ③騒音・振動 | 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 |
| | ④水質汚濁 | 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 |
| | ⑤作業用道路・ヤード | 生活道路を利用する資機材搬入等の工事用道路の制約、路面覆工下・高架下等の作業スペースの制約 |
| | ⑥現道作業 | 現道上での交通規制を伴う作業 |
| | ⑦その他 | 騒音・振動・水質汚濁以外の環境対策、廃棄物処理等 |
| 5. マネジメント特性 | ①他工区調整 | 隣接工区との工程調整 |
| | ②住民対応 | 近隣住民との対応 |
| | ③関係機関対応 | 関係行政機関・公益事業者等との調整 |
| | ④工程管理 | 工期・工程の制約・変更への対応(工法変更等に伴うものを含む) |
| | ⑤品質管理 | 品質管理の煩雑さ、複雑さ(高い品質管理精度の要求等を含む) |
| | ⑥安全管理 | 高所作業、夜間作業、潜水作業等の危険作業 |
| | ⑦その他 | 災害時の応急復旧等 |

【評価方法】

以下の3ランクの評価を行う。

- A: 特に困難な、または、特に高度な技術を要する「条件・状況」
- B: 困難な、または、高度な技術を要する「条件・状況」
- C: 一般的に生ずる、または、通常の技術で対応可能な「条件・状況」

- 【論点】 ◆専任が必要な工事の評価基準としてどのような基準が適切か
◆判断を迷わない客観的かつ明確な評価が可能か

○ 専任の金額要件の対応案として次の3つの案が想定されるが、いずれも一長一短がある。

| 対応案 | | メリット | デメリット |
|-----|---------------------------------|--|---|
| 金額 | 現場施工費のみで専任を判断 | <ul style="list-style-type: none"> 現場施工に重点を置くことから本来の趣旨に合致 | <ul style="list-style-type: none"> 民間工事では材工一式で見積りが主流。現場施工費の厳密な切分けが困難 高額材料を施工管理する難易度を考慮していない 工場製品の品質管理も必要なことが考慮されない |
| | 月当たりの金額で専任を判断 | <ul style="list-style-type: none"> 技術者の配置は一般的に月当たり工事高で検討されるため、企業側の必要認識に合致 | <ul style="list-style-type: none"> 工期を意図的に長く発注し、短く施工を終了させる違法行為が容易に想定される 工程内で繁閑があり専任が必要時期の定義が困難 |
| 難易度 | 発注者の難易度評価で専任を判断(民間工事は工事監理者等を活用) | <ul style="list-style-type: none"> 現場の感覚に近い専任配置が可能となる | <ul style="list-style-type: none"> (特に民間工事で) 発注者にとっては非専任となればコストダウンとなるメリットがあり、安易に非専任と判断されるおそれ |

【これまで頂いた主なご意見】

- 「現場施工費のみで専任を判断」について、
 - ・ 材と工を分けて施工費がはっきりしているのであれば施工費のみで判断し、材工一式で施工費がわからなければ一式で判断するという方法もある。
 - ・ 材料費を計上することで専任を逃れようとする者が必ず出てくると思われる。
 - ・ 現場施工費という言葉は不明確なため、定義が必要。
- 「月当たりの金額で専任を判断」について、
 - ・ 一定の想定(みなし出来高)で算出するということはあり得る。

制度が導入された経緯

現状の問題意識

業界団体等の要望

働き方改革、i-Con等の進展

技術者不足への対応の観点
<緩和>

不良不適格業者の排除等の観点
<維持・強化>

【今後の論点(案)】

- 監理技術者と主任技術者の役割が大きく異なることを踏まえ、現行の体系を見直すべきか
 - 監理技術者、主任技術者の配置が必要な工事について、現行のままでよいか
 - ・難易度の低い工事等については、より下位のランクの技術者で十分と考えるか
 - ・難易度の高い工事等については、より上位のランクの技術者が必要と考えるか
 - ※新たなランクの技術者資格要件を設定すべきか
 - ・監理技術者の配置が必要な工事の判断基準について、下請金額での規定のままでよいか
 - 専任を求める工事について、現行のままでよいか
 - ・規格化されていたり、難易度の低い工事については、兼務を認めてもよいと考えるか
 - ・金額要件以外の判断基準を導入することができるか
 - 営業所に配置する技術者について、要件、兼務の範囲等は現行のままでよいか
 - 制度の遵守状況を容易に確認できる仕組みが必要ではないか
- ※現状の課題としてだけでなく、i-Conの進展、働き方改革の進展等、将来の姿を見据えた検討が必要

【本日も議論いただきたいこと】

- 他に論点として掲げるべきものがあるか？
- これらを具体的に検討していくに当たっては、どのような点に留意していくべきか？

以上の課題の検討に当たり、以下のような形で今後、議論を進めていただいてはどうか

- ①様々な建設工事を類型化し、施工体制(下請会社や技術者の数)や技術者の役割等の現状を整理する。
- ②それぞれにおける課題や将来のあり方を整理する。
- ③それを実現するためには、どのような制度であるべきかを検討する。

類型化(案)

(1) 土木、建築、住宅による分類

- ・土木(一式工事、舗装等専門工事) / 建築(新築、改修) / 戸建て・低層集合住宅(ハウスメーカー、工務店)

(2) 都市部、地方部による分類

- ・都市部(元請や1次下請の自社施工比率は低い)
- ・地方部(元請や1次下請の自社施工比率が高い)

(3) 請負金額による分類

- ・大規模事案: 元請が監理技術者1名の他に技術者を多数配置する工事
- ・中規模事案: 元請が監理技術者1名の他に技術者を数名配置する工事
- ・小規模事案: 元請が監理技術者1名のみ配置する工事 / 元請の監理技術者等の専任が不要な工事

| | 土木 | | 建築 | | 戸建て・低層集合住宅 | |
|-----|-------|------|-------|-------|------------|-----|
| | 一式工事 | 専門工事 | 新築 | 改修 | ハウスメーカー | 工務店 |
| 都市部 | 大・中・小 | 中・小 | 大・中・小 | 大・中・小 | 小 | 小 |
| 地方部 | 大・中・小 | 中・小 | 大・中・小 | 大・中・小 | 小 | 小 |